

# 入札説明書

平成30年9月10日

この入札説明書は、秋田県立病院機構契約事務取扱規程（以下規程）及び本件入札に係る公告（以下「入札公告」という。）のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 担当等

### (1) 住所及び担当名

秋田市千秋久保田町6番10号 郵便番号 010-0874  
秋田県立脳血管研究センター 事務部 総務管理課  
電話番号 018-833-0115  
FAX番号 018-833-2104

### (2) 入札執行者

地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 鈴木 明文

## 2 入札に付する事項

### (1) 件名

デジタルホルター記録器賃貸借契約

### (2) 規格・仕様等

別添「仕様書」による

### (3) 納入・設置期限

平成30年10月31日（水）まで

### (4) 貸借期間

平成30年11月1日から平成36年10月31日まで

### (5) 納入場所

秋田市千秋久保田町6番10号  
秋田県立脳血管研究センター

## 3 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県が発注する物品の買い入れ等の競争入札に参加する資格を有するか、過去3年間に当機構との間に複数回の取引実績を有すること。

## 4 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等により提出しなければならない。

① 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書

イ 上記3の(3)を証明する資料

ウ 第三者をして物件の貸付を行えることの証明書(3者契約用)

エ アフターサービス及びメンテナンス体制に関する資料

- ・納入しようとする物品又は同種物品に精通したサービス要員を有する社内(出張所、代理店等を含む)の組織、配置等を明らかにする書類(様式任意)

② 提出方法

1 (1)に持参又は郵送による。

③ 提出期間

平成30年9月10日(月)から9月20日(木)まで。ただし、秋田県の休日(以下「休日」という。)を除く。

④ 提出時間

午前9時から午後5時まで

⑤ 提出部数

1部

(2) 期限までに(1)①の資料を提出しない者又は審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の審査結果については、9月21日(金)に郵便又はFAXで通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、同月25日(火)までに、書面により1(1)の場所に持参しなければならない。様式は申請者がA4サイズで任意に作成すること。

回答は同月26日(水)までに書面で行う。

(5) 提出された資料は、返却しない。また、資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された資料は公表しない。また、無断で使用することはない。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等について質問がある者は、平成30年9月14日(金)までにFAXで1(1)に送信しなければならない。

(2) 質問書の様式は申請者がA4サイズで任意に作成しなければならない。

(3) 質問に対する回答は、質問した者に対して同月21日(金)までにFAXで行うほか、周知が必要な内容と判断されたものについてはWebサイトに掲載する。

6 入札書の提出等

(1) 4により入札参加資格があると認められた者は、(3)に定める開札予定日時及び場所に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

ただし、やむを得ない場合は郵送によることができ、その場合は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、内封筒に6（6）の内容を記載し、入札執行者あての親展とし、配達証明付書留郵便にて6（3）ただし書きの提出期限までに到着させること。

- (2) 開札に立ち会う者の持参するもの
  - ①開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
  - ②再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く。）
  - ③委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
- (3) 開札予定日時及び場所  
平成30年9月26日（水）午前10時  
秋田県立脳血管研究センター 2階 第1会議室  
ただし、郵便による入札については、平成30年9月25日（火）午後5時まで  
に1（1）に掲げる場所に提出すること。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (5) 入札書の様式は、別添入札書の様式とする。
- (6) 入札書は封筒に入れ、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「件名」を記載のうえ、提出すること。
- (7) 入札金額
  - ① 月額リース料を記載すること。
  - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 開札の方法等

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が同席のもとに行うものとする。  
なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を提出しなければならない。
- (2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うので、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会わない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 入札は2回までとし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は契約事務規程第19条第1項第7号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者との随意契約の交渉を行うことがある。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とするが、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじの方法により落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に係りのない職員がそ

の者に代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (9) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (10) (1)～(9)に定めるほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第29条の規定に該当する場合は免除する。

## 12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (3) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県立脳血管研究センターから提供を受けた文書、図面、データ等（追加資料を含む）を第三者に漏らしてはならず、本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進等を含む）に使用してはならない。

## 13 問い合わせ先

秋田県立脳血管研究センター 事務部 総務管理課  
〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6番10号  
電話番号 018-833-0115  
FAX番号 018-833-2104